

令和7年度 海陽町立海南幼保統合施設 玄関キャノピー柱修繕工事

図面番号	図面名
A-01	特記仕様書-1
A-02	特記仕様書-2
A-03	特記仕様書-3・附近見取図
A-04	車寄せ廻り平面図
A-05	矩計図(改修前)
A-06	矩計図(改修後)
A-07	柱脚配筋図
A-08	支保工参考図
A-09	施工手順図

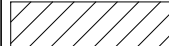
海陽町

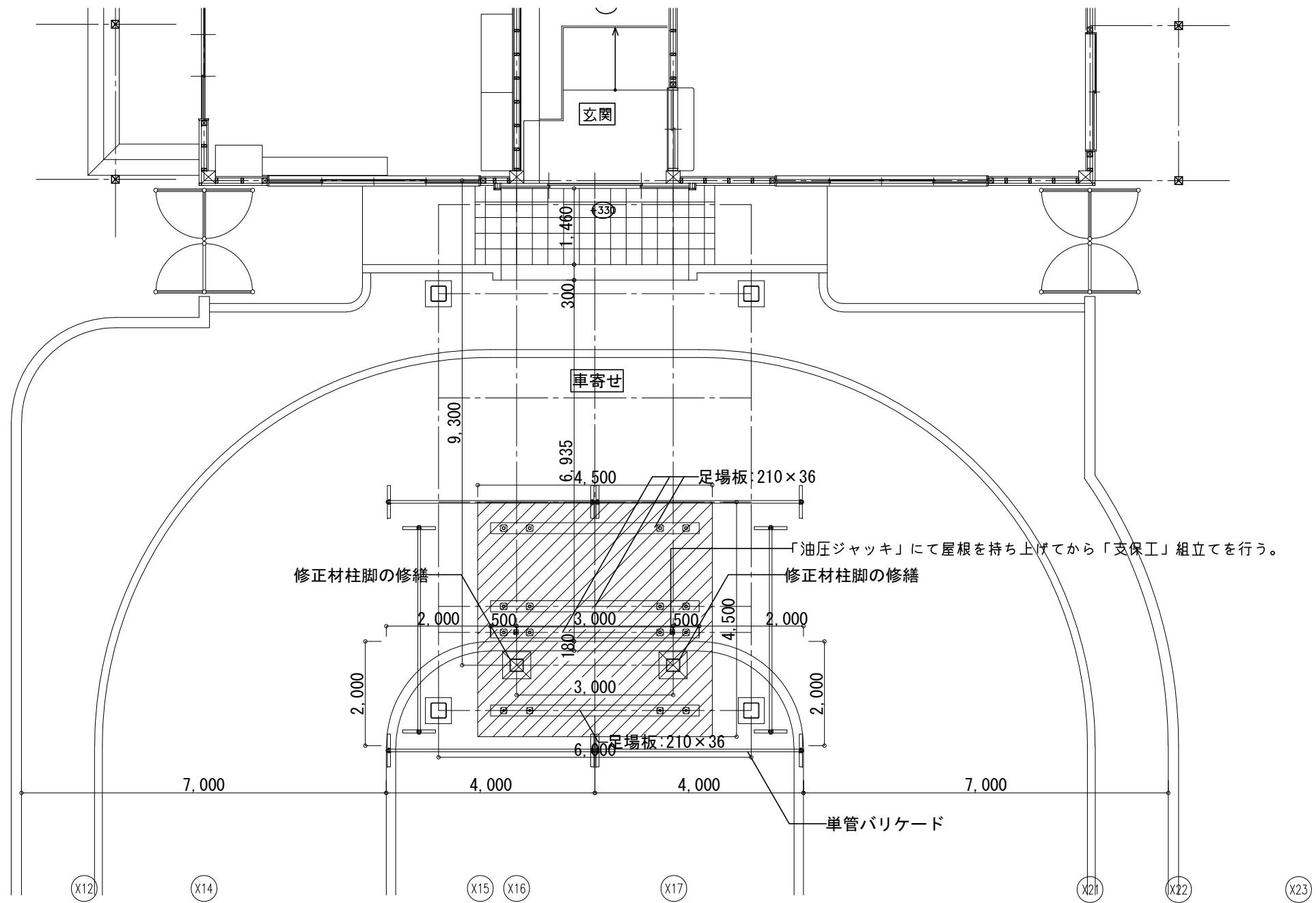
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項											
一 章 一 般 共 通 事 項	I. 工事概要	<p>1. 工事名称 令和7年度 海陽町立海南幼保統合施設玄関キャノピー柱修繕工事</p> <p>2. 工事場所 海部郡海陽町</p> <p>3. 建物概要</p> <table border="1"> <tr><td>建物名称</td><td>海南幼保統合施設</td></tr> <tr><td>構造・規模</td><td>木造 平屋建て</td></tr> <tr><td>敷地面積</td><td>2,117.408 (m²)</td></tr> <tr><td>延床面積</td><td>1,803.360 (m²)</td></tr> </table> <p>4. 工事種目</p> <table border="1"> <tr><td>種 目</td><td>工 事 概 要</td></tr> <tr><td>建築一式工事</td><td>キャノピー柱修繕工事一式</td></tr> </table>	建物名称	海南幼保統合施設	構造・規模	木造 平屋建て	敷地面積	2,117.408 (m ²)	延床面積	1,803.360 (m ²)	種 目	工 事 概 要	建築一式工事	キャノピー柱修繕工事一式	5. 工事の着手	受注者は、設計図書に定めのある場合、又は特別の事情により発注者の承諾があった場合を除き、工事開始日以降30日以内に工事に着手しなければならない。 なお、工事開始日とは、契約書に明示した着工の日（特記仕様書において着工の日を別に定めた場合にあっては、その日）をいう。
	建物名称	海南幼保統合施設														
構造・規模	木造 平屋建て															
敷地面積	2,117.408 (m ²)															
延床面積	1,803.360 (m ²)															
種 目	工 事 概 要															
建築一式工事	キャノピー柱修繕工事一式															
II. 営繕工事共通仕様書	<p>1. 適用基準</p> <p>図面及び特記仕様に記載されていない事項は、すべて国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の下記による。</p> <ul style="list-style-type: none"> 公共建築工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「標仕」という。） 公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編） 令和4年版（以下「改標仕」という。） 建築工事標準詳細図 令和4年版（以下「標準図」という。） 敷地調査共通仕様書 令和4年版 <p>また、次の図書（国土交通大臣官房官庁営繕部監修）を参考とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 建築工事監理指針（令和4年版）（以下「監理指針」という。） 建築改修工事監理指針（令和4年版） <p>2. 優先順位</p> <p>設計図書の優先順位は、次の順とする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 質問回答書（②から⑤に対するもの） 補足説明書 特記仕様書（営繕工事共通仕様書を含む） 図面 公共建築工事標準仕様書等 <p>3. 工事実績データの登録</p> <p>(1) 受注者は、請負代金額が500万円以上の工事については受注・変更・しゅん工・訂正時に、工事実績情報サービス（コリンズ）に基づき、工事実績情報として「登録のための確認のお願い」を作成し監督員に提出して内容の確認を受けた上、次の期限までに登録機関に登録しなければならない。</p> <p>(a) 受注時は、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。</p> <p>(b) 登録内容の変更時は、変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。</p> <p>(c) しゅん工時は、工事しゅん工承認後、土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内とする。</p> <p>(d) 訂正時は、適宜とする。</p> <p>なお、変更登録は工期、技術者に変更が生じた場合に行うものとし、請負代金額のみの変更の場合は、原則として登録を必要としない。</p> <p>(2) 受注者は、実績登録完了後、登録機関発行の「登録内容確認書」が受注者に届いた際には、速やかに監督員に提示しなければならない。</p> <p>なお、変更時としゅん工時の間が10日間に満たない場合は、変更時の提示を省略できる。</p> <p>4. 工程表</p> <p>受注者は、契約書に基づく工程表を契約締結後10日（土曜日、日曜日、祝日等を除く。）以内に提出すること。</p>	6. 施工計画書等	<p>◎施工に先立ち、実施工程表、工事の総合計画をまとめた総合施工計画書及び工種別施工計画書並びに施工図等を作成し、監督員に提出し、監督員の承諾を受けること。</p> <p>◎上記の施工計画書には、「地下埋設物等の近接作業に関する事項」を設けること。</p> <p>◎施工図、現寸図、見本等を、工事の施工に先立ち作成し、監督員の承諾を受けること。</p>													
			7. 下請負人の選定	<p>◎受注者は、本工事の一部を下請に付する場合は、工事の施工に十分な能力と経験を有した者を選定すると共に、徳島県内に主たる営業所を有するものの中から優先して選定するように努めなければならない。</p> <p>◎受注者は、本工事の全部若しくは一部について、指名停止期間中の有資格業者と下請契約を締結してはならない。</p>												
			8. 施工体制台帳及び施工体系図	<p>(1) 施工体制台帳の作成 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、施工体制台帳及び再下請負通知書（以下「施工体制台帳」という。）を自らの責任において作成・保存するとともに、施工体制台帳を工事現場に備え置かなければならない。</p> <p>(2) 施工体系図の作成及び揭示 受注者は、下請契約（以下の(3)及び(4)の場合を含む。）を締結した場合は、各下請負者の施工の分担関係を表示した施工体系図を作成し、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律に従って、工事関係者が見やすい場所及び公衆が見やすい場所に掲げなければならない。</p> <p>(3) 施工体制台帳及び施工体系図の提出 受注者は、施工体制台帳の写し及び施工体系図の写しを、下請契約を締結したときは下請契約日から、内容に変更が生じたときは変更が生じた日から、いずれも土曜日、日曜日、祝日等を除き10日以内に監督員に提出し、確認を受けなければならない。 ただし、提出日について、監督員が承諾したときはこの限りではない。</p> <p>◎工事関係図書及び監督員から指示された事項等については、施工に携わる下請負人にも十分周知徹底すること。</p> <p>◎工事現場における現場代理人、監理技術者、主任技術者の確認のため名札を着用すること。名札には現場代理人、監理技術者、主任技術者の別、氏名、会社名、工事名を記載し、顔写真を添付すること。</p> <p>◎工事現場の安全衛生管理については、労働安全衛生法等関係法令等に従って行うこと。</p> <p>◎工事の施工に伴う災害及び公害の防止は、建築基準法、労働安全衛生法、騒音規制法、振動規制法、大気汚染防止法、建設工事公衆災害防止対策要綱（令和元年9月2日付け国土交通省告示第496号）、建設副産物適正処理推進要綱（平成5年1月12日 建設省建経発第3号）その他関係法令に従い適切に処理すること。</p> <p>◎受注者は、工事箇所及びその周辺にある地上地下の既設構造物に対し、支障を及ぼさないような措置を施さなければならない。万一、損傷を与えた場合は、ただちに監督員に報告するとともに、施設の運営に支障がないよう、受注者の負担でその都度補修又は補償すること。</p> <p>◎受注者は、輸送経路等において上空施設への接触事故を防止するため、重機回送時の高さ、移動式クレーンのブームの格納、ダンプトラックの架台の下ろし等について、走行前に複数の作業員により確認しなければならない。</p> <p>◎受注者は、工事期間中安全巡視を行い、工事区域及びその周辺の監視あるいは連絡を行い、安全を確保するとともに工事現場における盗難防止の観点から、資機材の保管状況等についても併せて確認すること。</p>												
					<p>特 記：特記事項は◎又は、○ 印の付いた物を摘要する。</p>											

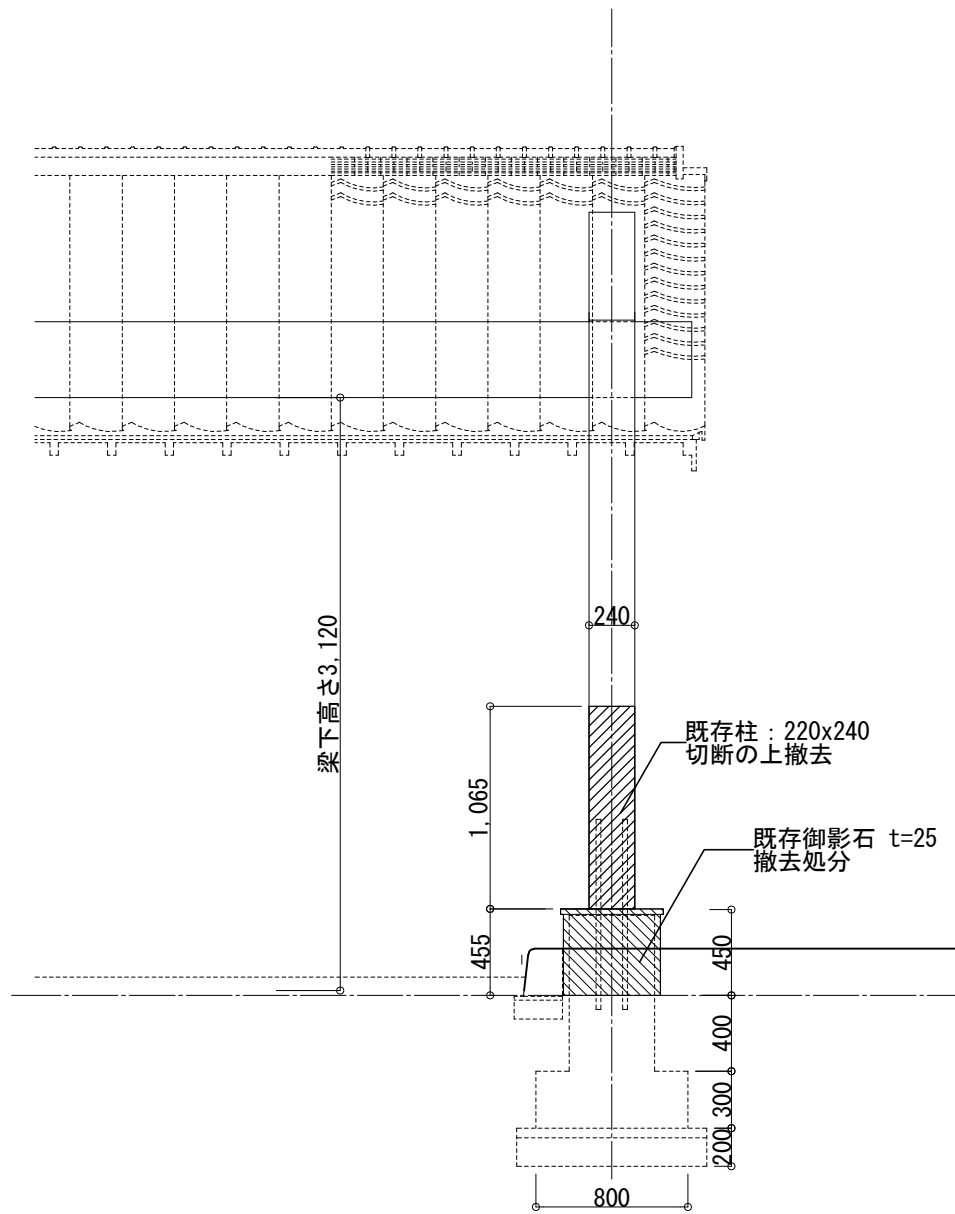
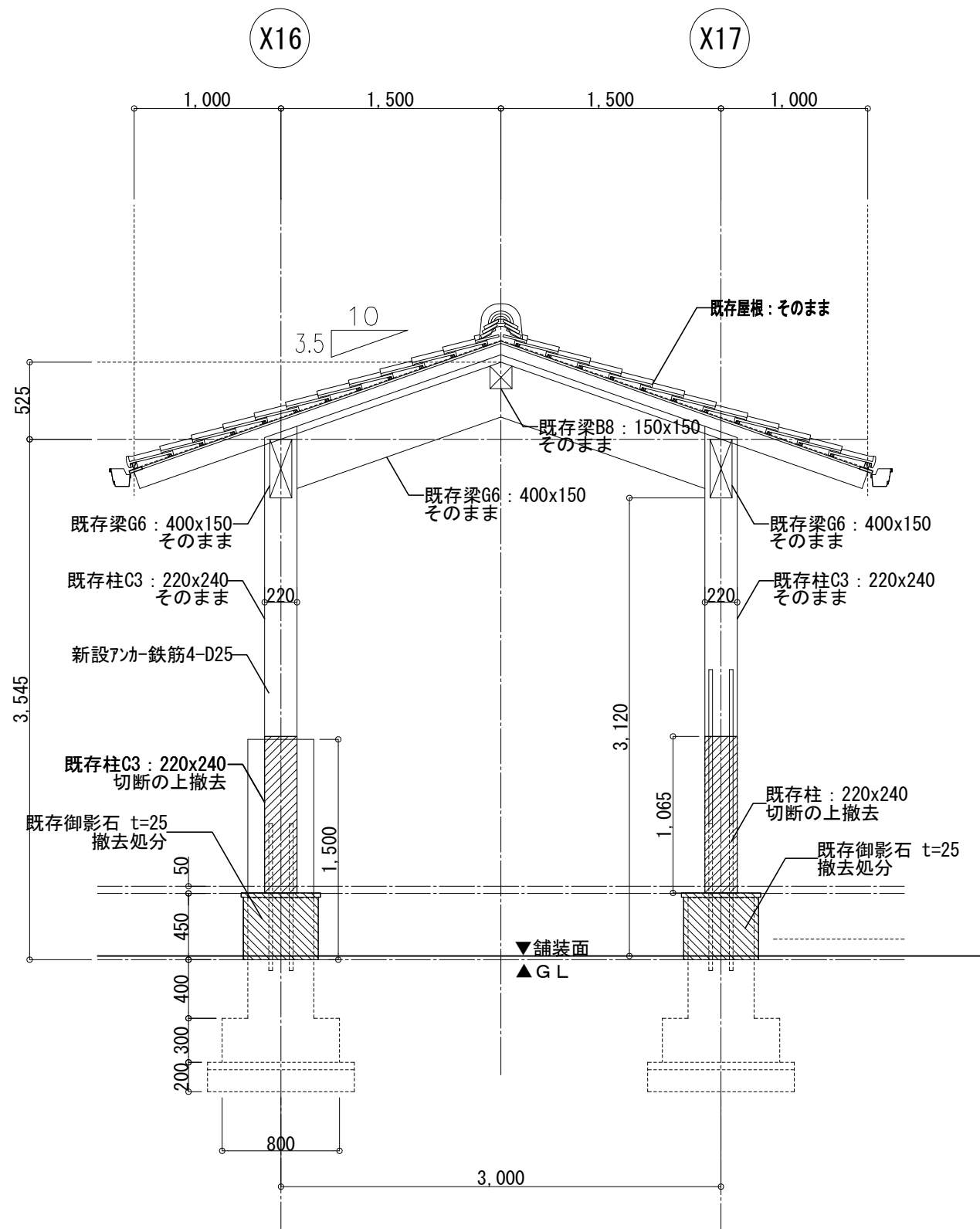
章	項目	特記事項	章	項目	特記事項																
6章 コンクリート工事	1. 一般事項	<p>◎設計基準強度</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>コンクリートの種類</th> <th>設計基準強度 Fc (N/mm2)</th> <th>調合管理強度 Fn (N/mm2)</th> <th>スランプ (cm)</th> <th>強度試験の有無</th> <th>種別</th> <th>気乾単位容積重量 (t/m3)</th> <th>適用箇所</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>生コンクリート</td> <td>F0=21N/mm2</td> <td>F0=24N/mm2</td> <td>F0=18N/mm2</td> <td>有</td> <td></td> <td>2.3</td> <td>柱脚</td> </tr> </tbody> </table> <p>◎構造体コンクリートの調合管理強度は、設計基準強度 (Fc) に構造体強度補正值 (S) を加えた値とする。なお、構造体強度補正值 (S) は標仕 表6.3.2によりセメントの種類及びコンクリートの打込みから材齢28日までの予想平均気温に応じて定める。</p> <p>◎コンクリート部材の位置及び断面寸法の許容値は、標仕 表6.2.3による。</p> <p>◎合板せき板を用いる打放し上げの種別は A 種とする。</p> <p>◎型枠は、 仕上種別A種 合板(77材) 塗装品 t=12mmとする。</p> <p>◎打ち放し仕上げの打ち増し厚さは (20) mmとし、打ち増しの範囲は図示による。</p> <p>◎打ち放し仕上げのコーンは原則、Pコンとする。また脱型後の穴埋めは、樹脂モルタルにより打ち放し面より2mm程度、引込める。</p>	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm2)	調合管理強度 Fn (N/mm2)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m3)	適用箇所	生コンクリート	F0=21N/mm2	F0=24N/mm2	F0=18N/mm2	有		2.3	柱脚	8章 塗装改修工事	1. 一般事項	<p>◎防火材料又は建築基準法に基づく指定又は認定を受けたものとする。</p> <p>◎塗料はホルマリン不検出のもの及び有機溶剤の含有量が少ないものとする。</p> <p>◎浸透形給水防止塗材 ニッペアクアシール(200S) 3回塗り 製造所：日本ペイント 素地ごしらえ 工程：B種</p>
	コンクリートの種類	設計基準強度 Fc (N/mm2)	調合管理強度 Fn (N/mm2)	スランプ (cm)	強度試験の有無	種別	気乾単位容積重量 (t/m3)	適用箇所													
	生コンクリート	F0=21N/mm2	F0=24N/mm2	F0=18N/mm2	有		2.3	柱脚													
2. コンクリートの仕上がり		その他																			
3. 型枠		<p>◎NS型 ネオスパンプレミアム W3030×D420×T18 縦張り</p> <p>水切34・S出隅カバー・S見切り 18 L=3,030mm フッ素塗装高耐食GLめっき鋼板製</p> <p>製造所：ニチハ</p> <p>◎SMB建材株式会社 木構造建築部</p>																			
			その他	<p>1. 金属製サイディング張り</p> <p>◎NS型 ネオスパンプレミアム W3030×D420×T18 縦張り</p> <p>水切34・S出隅カバー・S見切り 18 L=3,030mm フッ素塗装高耐食GLめっき鋼板製</p> <p>製造所：ニチハ</p> <p>2. 木材劣化診断調査及びエポキシ樹脂注入工事</p> <p>◎SMB建材株式会社 木構造建築部</p>																	



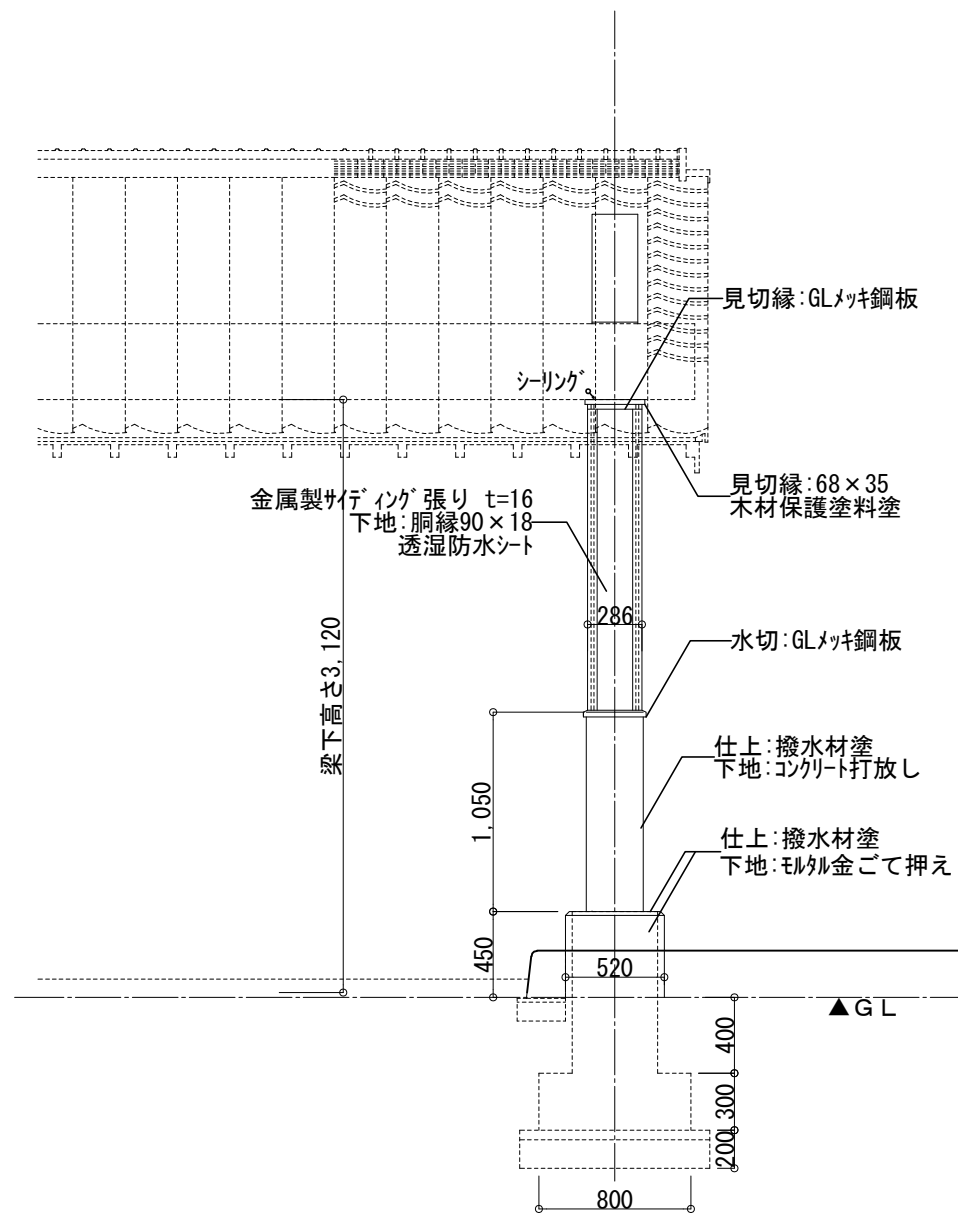
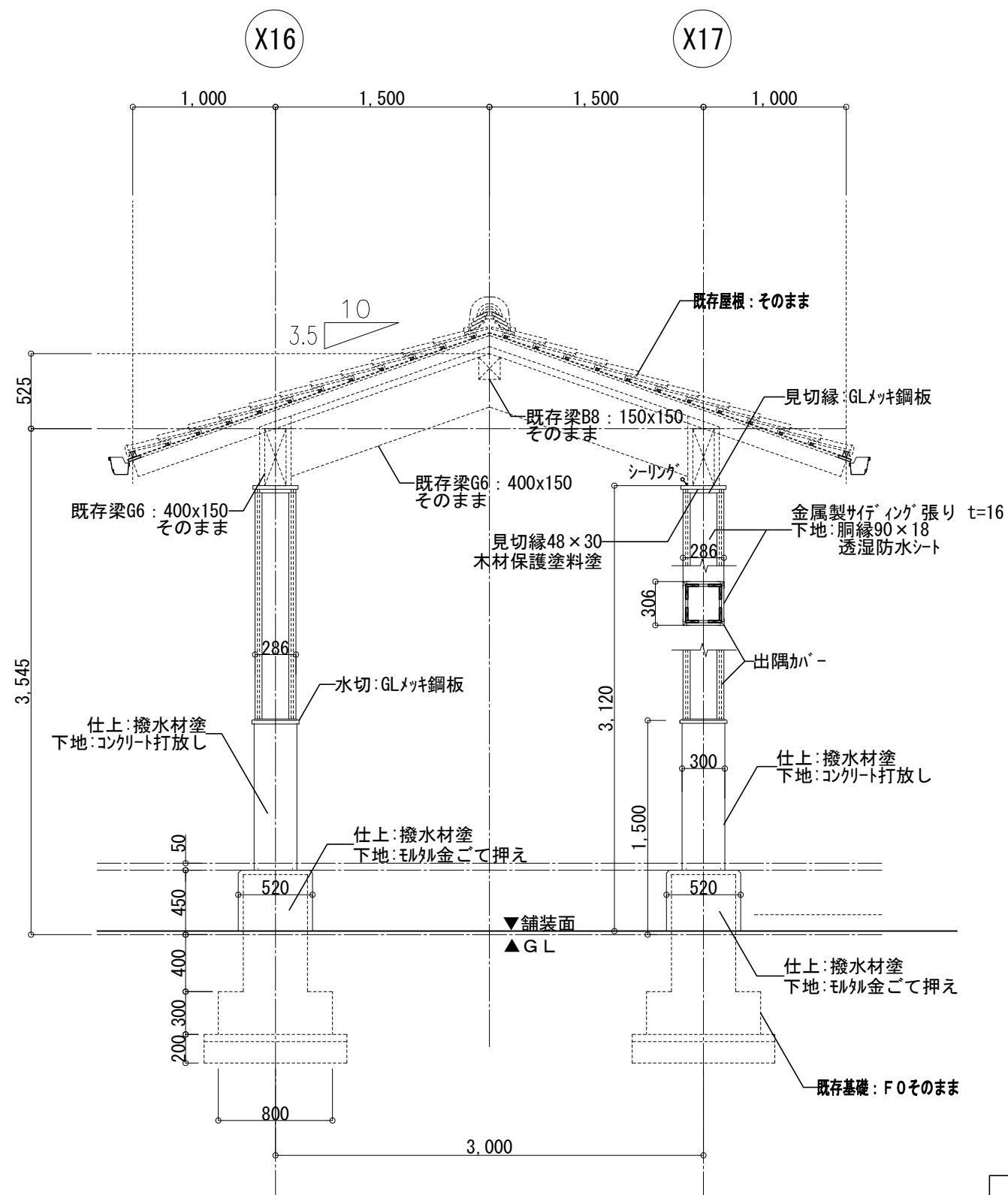
凡 例

 養生・清掃・片付け範囲を表示

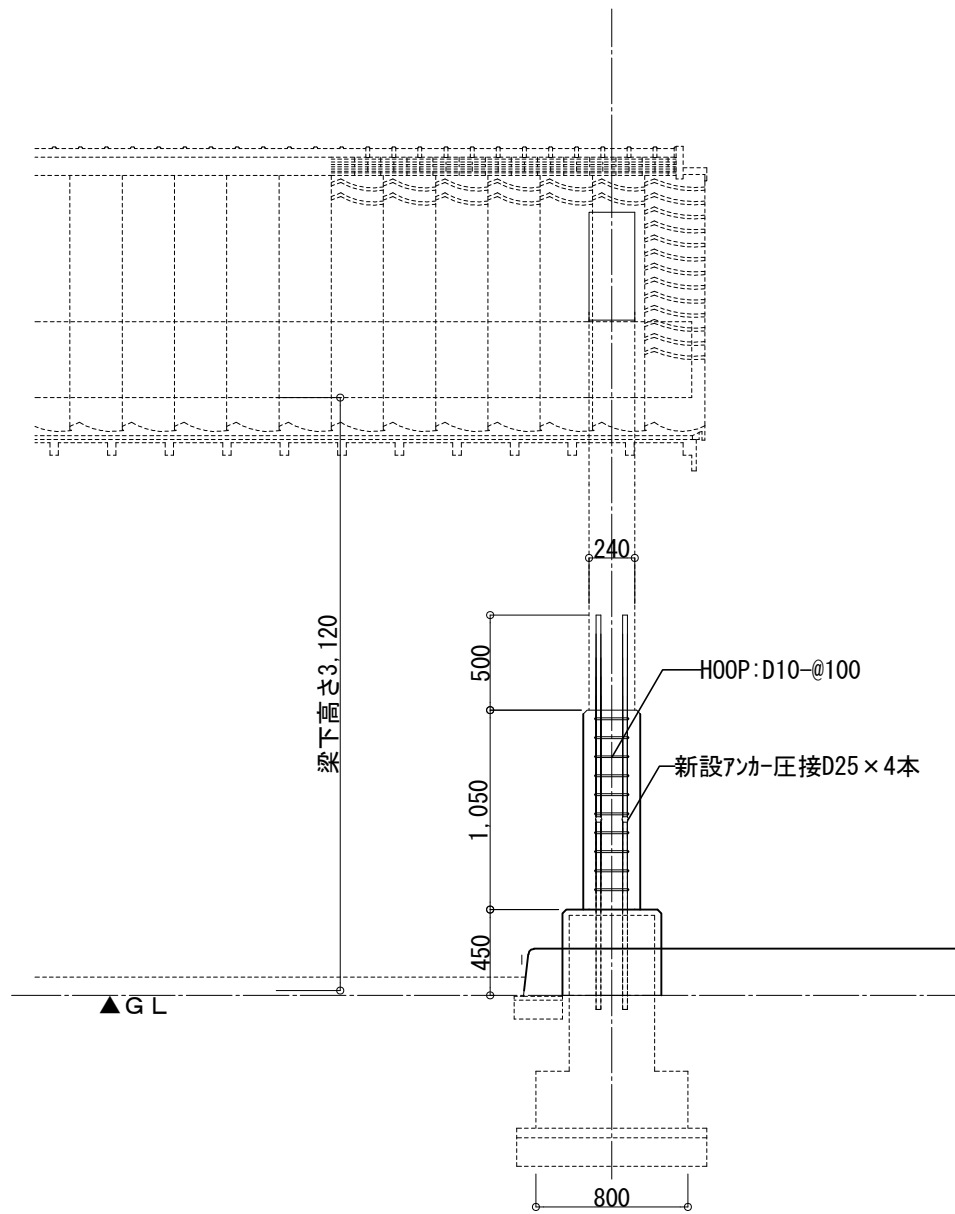
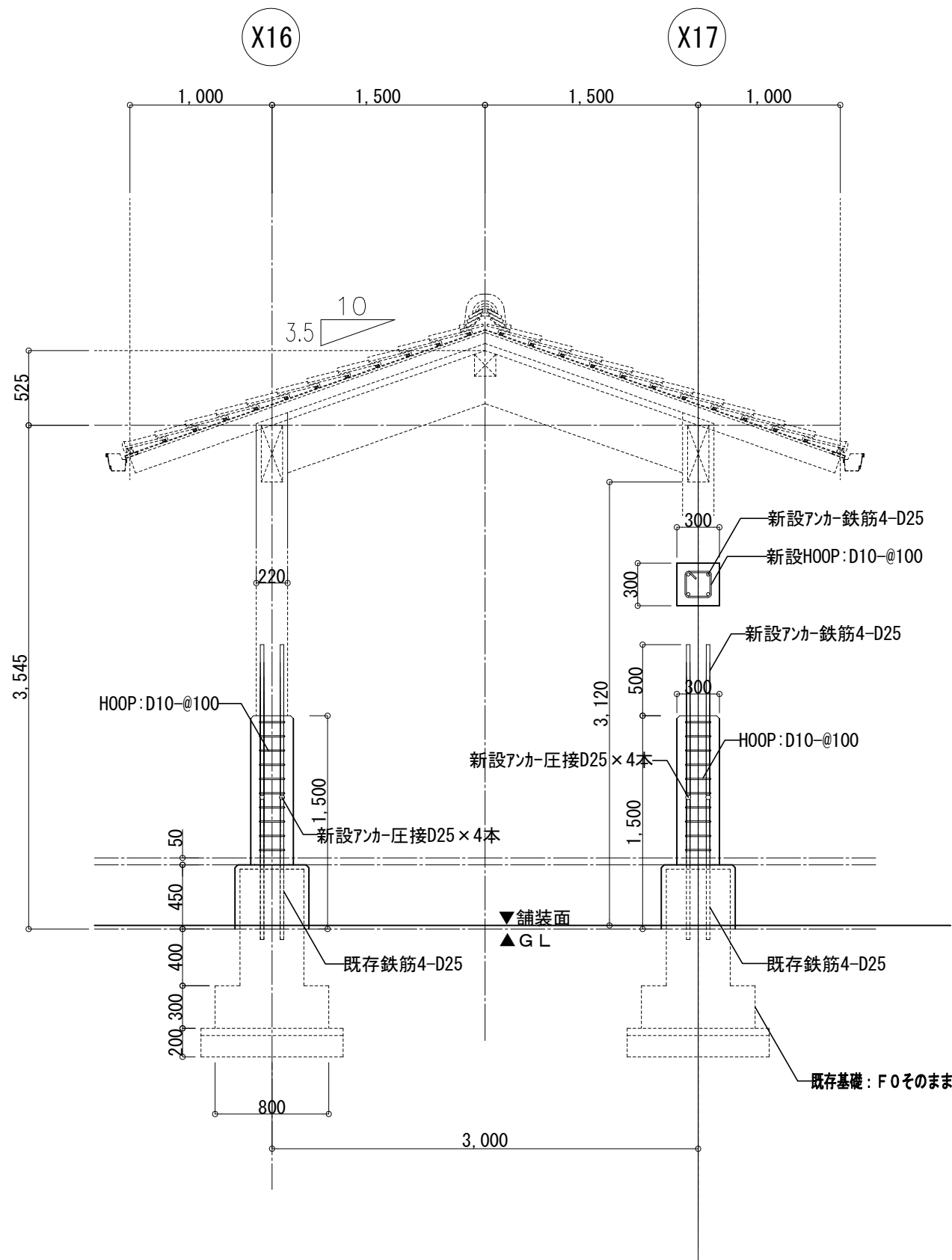




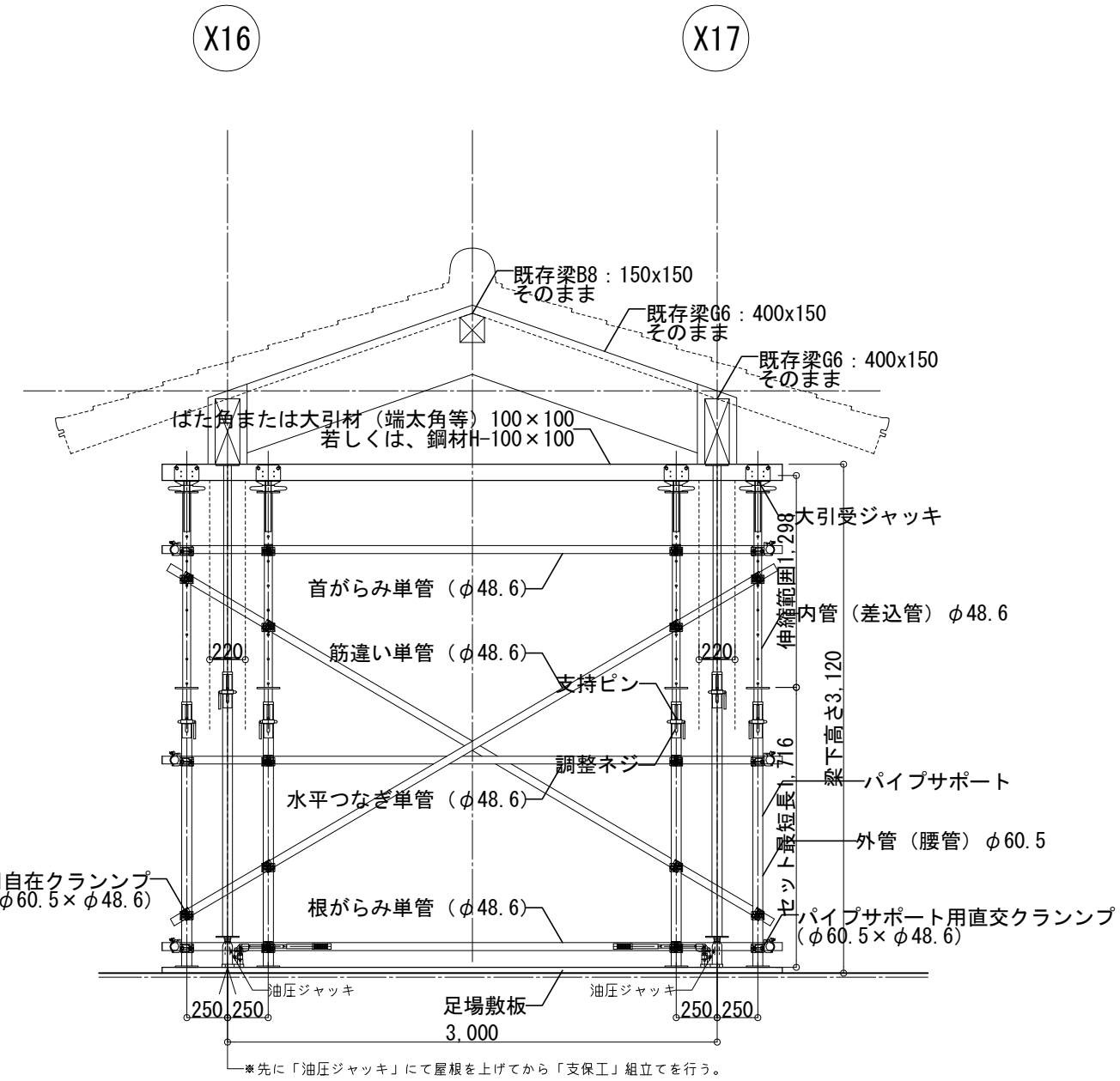
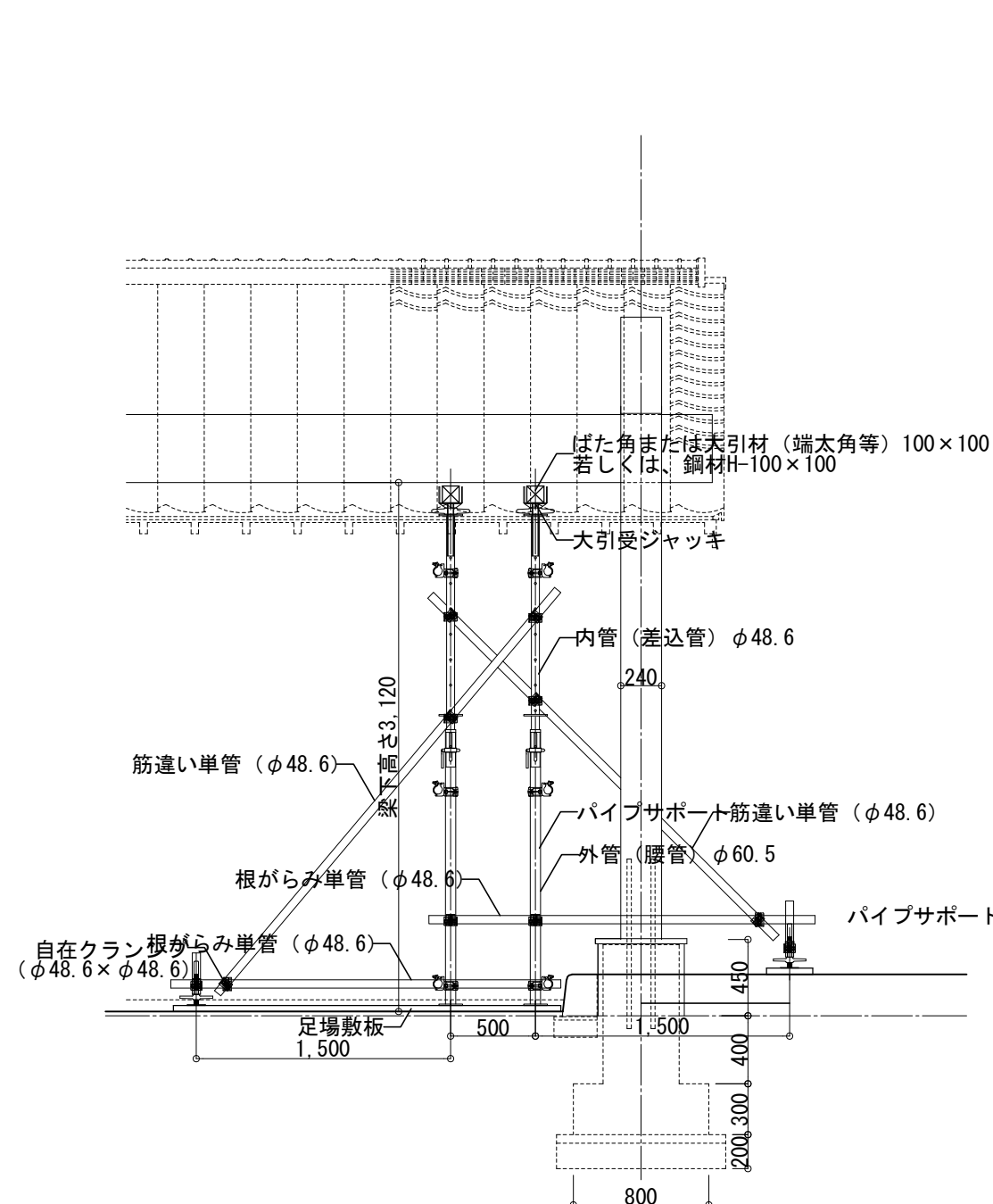
矩計図 1/40



矩計図 1/40



配筋図 1/40



支保工 詳細図

